

# 学校いじめ防止基本方針

藍住町立藍住西小学校

## 1 基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を徹底する
- (2) “これはいじめではない”という即断を避け、また児童に対する先入観を捨て、“アンテナは高く、感度は鋭く”子どもたちの学校生活の状況を観察する。
- (3) 発見した場合や通報を受けた場合は、担任のみならず生徒指導主任や学年主任や場合によっては教頭、校長が直接関わる。
- (5) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携する体制を構築する。
- (6) いじめの加害者、被害者の指導が難しい場合は、関係諸機関（スクールカウンセラー、警察、子ども女性センター等）の協力を得られるよう常に連携を図る。

## 2 対策の組織

- (1) 組織の構成  
生徒指導委員会（管理職、生徒指導担当教員、教務主任、各学年生徒指導部員、養護教諭）、外部人材（主任児童委員）の主たる機能の一つとして「いじめ防止対策」を位置づける。
- (2) 組織の機能
  - ① 毎月提出のいじめ、不登校チェックカードに基づいて、生徒指導委員会の中で発生事例がないかチェックし、発生および発生が疑われる事例について調査する。
  - ② いじめと認められた場合は、指導方法を協議し指導に当たる。
  - ③ 指導の結果について管理職に報告すると同時に、生徒指導記録簿に記録する。

## 3 教育相談体制

- (1) 学級担任と児童及び保護者の意思疎通がスムーズにできる人間関係づくりに努める。安心感、信頼感の構築に全力を挙げる。
- (2) 相談の内容によっては医療機関等の専門機関との連携による解決を図る。
- (3) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

## 4 未然防止の取組

- (1) 教育・指導場面
  - ① 生徒指導の基本が日々の授業実践にあることを共通理解し、毎日の子どもたちの自己実現を図ることで、極力ストレスを生まない学校生活となることを目指す。
  - ② 自己肯定感や自尊感情の低さが認められる児童に関して、職員の協力体制の下子どもを見守り、また問題解決の道を探るため、必要に応じて管理職を含めた保

護者との懇談の機会を設ける。

- ③ 道徳の時間や人権学習の機会を「いじめの未然防止の時間」と意識して取り組むことを共通理解する。
- ④ インターネットや携帯電話に関する情報モラル教育について学校全体で取り組む。卒業前には指導者を招聘して保護者とともに学習の機会を持つ。

## (2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭にチェックリストを配布して、保護者の意識を高めたり調査したりする機会を持つ。
- ③ スクールサポーターとなっている団体など諸機関理解を求め、地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりを進める。

## 5 早期発見策・早期対応策

- (1) 子どもと関わる時間の確保によって、発見しやすい体制づくりを進める。
- (2) 危険信号の共通理解など、職員研修の機会を持つ。
- (3) 学級の児童の人間関係の把握によって、いじめを発見しやすい状況づくりを進める。
- (4) 教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認する。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

## 6 発見（認識）後の対処

- (1) いじめを認識したときの対応
  - ① 正確かつ迅速に事実関係を把握する。
  - ② 管理職と関係職員、また必要に応じて生徒指導委員会で対応方針を決定する。
  - ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
  - ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、協力を依頼する。
- (2) いじめられた児童、保護者への支援
  - ① 諸般の事情にかかわらずいじめられた児童を徹底して守りぬく。そのために複数教員による家庭訪問をはじめ必要な措置を講ずる。
  - ② 本人や保護者に必要な情報を適切に提供し、気持ちに寄り添い、要望や相談に適切に対応する。

- ③ スクールカウンセラー等，専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- (3) いじめた児童への指導と保護者への助言
  - ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて行為に対する責任を明確にし，十分な反省を促す。
  - ② いじめられた児童を守る観点から，必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
  - ③ いじめの背景を十分吟味し，再発防止に努める。
  - ④ 複数教員で家庭訪問を行い，保護者に説明を尽くし，理解と協力を求める。
- (4) 他の児童への指導
  - ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
  - ② 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を持たせ，特に傍観はいじめを助長する重大な問題であることを理解させる。
  - ③ いじめの問題解決への児童自身による主体的な取組を促進する。
- (5) 教育委員会等への報告と連携
  - ① いじめを認知した場合は，学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し，適切な連携を図るとともに，いじめられた児童を守る観点から，必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
  - ② 事案によっては，県教育委員会と連携し，阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム，スクールカウンセラーの派遣を要請し，外部専門家の力を借りて対応する。
- (6) 関係機関への相談・通報
  - ① 事案の重大性によっては早期に警察に相談し，警察と連携した対応を取る。
  - ② ネット上のいじめが行われた場合，いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について，必要に応じて警察や法務局に協力を求める。
  - ③ いじめにより，児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じたり，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき，事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに，市町村教育委員会と連携して対処する。

## 7 校内研修

全ての教職員の意識向上を図るため，年に一回以上，いじめ防止の問題を中心テーマに校内研修を行う。

## 8 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について，学校評価の項目に加え，自校の取組を評価する。
- (2) 年度末に職員への教育活動を反省する質問紙にいじめ対策の項目を設け意見を募り，検証ならびに取り組み改善に資する。
- (3) 指標等の改善が見られなかった場合には，原因を十分分析し，次期の取組改善を図る。